

## スマート農業機器のレンタル実施要領

### 1 目的

この要領は、農業者等がスマート農業の導入を検討するために実施する「スマート農業機器のレンタル事業」（以下、本事業という。）において、市が所有するスマート農業機器（以下「機器」という。）を農業者等に貸与（レンタル）する場合に必要な事項を定める。

### 2 対象機器

本事業において貸与の対象とする機器の一覧は別表のとおりとする。

### 3 対象者

本事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住の認定農業者
- (2) 市内在住の認定新規就農者
- (3) 市内在住で、前年の青色申告等で農業収入が認められる者
- (4) その他市長が適当と認めた者

### 4 貸与の申請

本事業により機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スマート農業機器貸与承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。なお、申請に当たっては、以下（1）～（3）の事項について、市と協議を行い、合意を得ることとする。

- (1) 機器の使用期間（※同一の申請者が同種の機器を使用できる期間は使用開始日から最長1年間とする。ただし、同一の申請者が同種の機器を複数回にわたって使用する場合、使用期間の合計は、1年間を限度とする。なお、複数年度で使用する場合は、年度毎に申請を行うものとする。）
- (2) 機器の使用場所（※市内であり、かつ、申請者自らが農作物を栽培する施設またはほ場内に限る）
- (3) その他貸与に当たって必要な事項

### 5 貸与の承認

市は、提出された申請書の内容を基に、申請者と貸与するに当たって必要な事項を協議し、双方の合意の下、貸与を承認する場合は、スマート農業機器貸与承認通知書（様式第2号）により申請者へ通知するとともに、機器を貸与する。

### 6 申請内容の変更・承認

- (1) 機器を貸与された者（以下「使用者」という。）は、申請した使用期間または使用場所あるいはその他貸与に当たって必要な事項を変更する場合、スマート農業機器貸与変更承認申請書（様式第3号）により、市の承認を得なければならない。
- (2) 市は、前項に基づく申請について、使用者と協議の上、変更を承認する場合はスマート農業機器貸与変更承認通知書（様式第4号）により通知する。

## 7 機器の返却

使用者は、使用期間の終了後、当該機器に異常・故障等がないことを確認した上で、速やかに千葉市農政センター農業生産振興課（千葉市若葉区野呂町7 1 4 - 3）へ機器を返却しなければならない。

## 8 料金

市が使用者に機器を貸与する際の料金は無料とする。ただし、光熱動力費、燃料費、通信費などの機器を使用する上で必要となる費用は使用者の負担とする。

## 9 使用者の義務

- (1) 使用者は、機器を善良なる注意を持って使用し、管理するものとする。
- (2) 使用者は承認が得られた使用期間、機器の使用場所及びその他貸与に当たって必要な事項を遵守すること。また、機器を他者へ転貸（又貸）してはならない。
- (3) 使用者は、貸与された機器を故障させ、又は滅失させた場合は、速やかに千葉市農政センター農業生産振興課に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 前項において、使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者は、その損害を賠償又は現状を回復するものとする。
- (5) 使用者は、貸与された機器の活用状況、有用性などについて市からのアンケート等に協力しなければならない。

## 10 協議

本要領に記載のない事項については、市と使用者の双方の協議の上決定する。

## 附 則

この要領は、令和5年12月18日から施行する。

## 別表

機器名	商品名	貸与可能数量
環境モニタリング機器	ソフトバンク株式会社製 「e-kakashi」 ゲートウェイ	1 2 台
温湿度センサー	ソフトバンク株式会社製 「e-kakashi」 温湿度センサー	1 2 個

スマート農業機器貸与承認申請書

(あて先) 千葉市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

スマート農業機器の導入を検討したいため、スマート農業機器のレンタル実施要領に基づき、次のとおり機器の貸与承認を申請します。

機器	1 環境モニタリング機器 2 温湿度センサー	台 個
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	
使用場所		
備考		

## スマート農業機器貸与承認通知書

様

千葉市長

年 月 日付けで申請があった機器の貸与について、次のとおり承認します。

機器	1 環境モニタリング機器 2 温湿度センサー	台 個
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	
使用場所		
備考		

## (機器の使用に関する条件)

使用者は次の事項を遵守し、機器を使用してください。

- 1 機器の使用期間、機器の使用場所及びその他貸与に当たって必要な事項は上記を遵守すること。
- 2 上記に記載の使用期間または使用場所あるいはその他貸与に当たって必要な事項を変更する場合、スマート農業機器貸与変更承認申請書（様式第3号）により、市の承認を得た上で変更すること。
- 3 機器を貸与する際の料金は無料とする。ただし、光熱動力費、燃料費、通信費などの機器を使用する上で必要となる費用は使用者の負担とする。
- 4 使用者は、機器を善良なる注意を持って使用し、管理するものとする。
- 5 機器を他者で転貸（又貸）してはならない。
- 6 使用者は、貸与された機器を故障させ、又は滅失させた場合は、速やかに千葉市農政センター農業生産振興課に報告し、その指示を受けなければならない。
- 7 機器を故障させ、又は滅失させた場合、その原因が使用者の責に帰すべき事由によるときは、その損害を賠償又は現状を回復すること。
- 8 使用者は、機器の活用状況、有用性などについて、市からのアンケート等に協力すること。
- 9 記載のない事項については、市と使用者の双方の協議の上決定すること。

スマート農業機器貸与変更承認申請書

(あて先) 千葉市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで承認のあったスマート農業機器貸与に係る合意事項について、以下理由により、次のとおり変更したいので、申請します。

機器	1 環境モニタリング機器 2 温湿度センサー	台 個
使用期間	(変更前) 年 月 日～ (変更後) 年 月 日～	年 月 日 年 月 日
使用場所	(変更前) (変更後)	
変更理由		

年 月 日

## スマート農業機器貸与変更承認通知書

様

千葉市長

年 月 日付けで申請があった機器の貸与に係る変更について、次のとおり承認します。

機器	1 環境モニタリング機器 台 2 温湿度センサー 個
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	

## (機器の使用に関する条件)

使用者は次の事項を遵守し、機器を使用してください。

- 1 機器の使用期間、機器の使用場所及びその他貸与に当たって必要な事項は上記を遵守すること。
- 2 上記に記載の使用期間または使用場所あるいはその他貸与に当たって必要な事項を変更する場合、スマート農業機器貸与変更承認申請書（様式第3号）により、市の承認を得た上で変更すること。
- 3 機器を貸与する際の料金は無料とする。ただし、光熱動力費、燃料費、通信費などの機器を使用する上で必要となる費用は使用者の負担とする。
- 4 使用者は、機器を善良なる注意を持って使用し、管理するものとする。
- 5 機器を他者で転貸（又貸）してはならない。
- 6 使用者は、貸与された機器を故障させ、又は滅失させた場合は、速やかに千葉市農政センター農業生産振興課に報告し、その指示を受けなければならない。
- 7 機器を故障させ、又は滅失させた場合、その原因が使用者の責に帰すべき事由によるときは、その損害を賠償又は現状を回復すること。
- 8 使用者は、機器の活用状況、有用性などについて、市からのアンケート等に協力すること。
- 9 記載のない事項については、市と使用者の双方の協議の上決定すること。